

大飯原発3・4号機運転差止請求を認めた福井地方裁判所の判決を称賛し、 政府に対し原発依存社会から原発ゼロ社会へと国策の転換を求める声明

1 福井地方裁判所は、2014年5月21日、半径250km圏内の住民の人格権に基づいて大飯原発3、4号機の運転差止請求を認める画期的判決を下した。国民の安全を第一に考え原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、この判決内容を称賛するとともに、これまで闘ってこられた原告団・支援者団体・弁護団に対して敬意を表す。そして、即座に控訴した関西電力に強く抗議するとともに、政府に対しては、この判決内容を重く受け止め、原発依存社会から原発ゼロ社会への国策の転換を求めるものである。

2 同判決は、福島原発事故の凄惨な事実を直視し、原子力発電所に求められるべき安全性・信頼性は、極めて高度なものでなければならず、万が一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならないとした。その上で、原子力発電所の特性を踏まえ、地震の際の冷却機能の維持と使用済み核燃料の危険性を閉じ込めるという構造について欠陥があるとし、大飯原発の安全技術及び設備は、確たる証拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ちうる脆弱なものであると断罪した。

同判決は、国民の命を守る極めて常識的な判断であり、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの国民を納得させる内容である。

3 さらに同判決は、原発の稼働が電力供給の安定性やコストの低減につながるとか、CO2削減につながるといった電力会社の主張を一蹴した。このことも極めて重要である。政府は、エネルギー基本計画において、エネルギー政策の課題を電力供給の安定性、コストの低減、CO2削減などとし、その課題を解決する方策として、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発推進政策に舵を切っているのである。政府は同判決の内容を虚心坦懐に受け止め、誤った原発推進政策を早期に撤回すべきである。

4 同判決が示す通り、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であり、また、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である。これ以上、将来世代に禍根を残さないよう、政府は責任をもって事故の収束を最優先に図り、原発依存政策から撤退し、早期に原発ゼロの社会を実現することを決断すべきである。

2014年5月22日

自由法曹団
団長 篠原 義仁